

受付登録コード				
1	7	8	2	1

届書コード		処理区分	
7	8	2	1

標準報酬改定請求書 (離婚時の年金分割の請求書)

二次元コード貼付

◆ 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。

1. 合意分割

2. 3号分割のみ

合意分割…当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。
3号分割…国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

◆ 太枠 ☐ の中に必要事項をご記入ください。(2ページ目以降もご記入ください。)

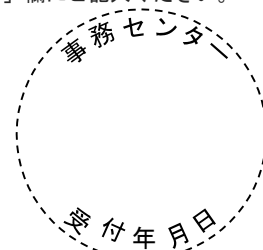
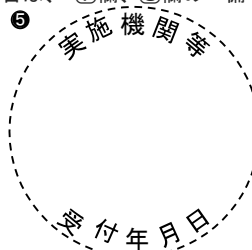
① 基本情報	請求者		配偶者であった方 *当事者一方のみによる請求の場合においてもご記入ください。	
	(1) 個人番号 ※1 (または基礎年金番号)	①	③	
	(2) 生年月日	大正・昭和・平成	大正・昭和・平成	
	(3) 氏 名	(フリガナ) (氏) (旧姓)	(フリガナ) (氏) (旧姓)	
	(4) 住 所	郵便番号 (フリガナ) 市 区 町 村	郵便番号 (フリガナ) 市 区 町 村	
	(5) 電話番号	—	—	
	改定者区分 (職員記入欄)	⑥ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者	3. 被扶養配偶者	⑧ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者

※1 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 婚姻期間等	(1) 法律婚姻期間 (事実婚姻期間のみの場合は記入不要です。)	婚姻した日	⑩ 昭和・平成・令和		年		月		日								
		離婚した日または婚姻が取り消された日	⑪ 令和		年		月		日								
	(2) 事実婚姻期間 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚姻関係)にある期間)	事実婚姻期間の有無 (右欄の該当する数字を丸で囲んでください。)	1. 事実婚姻期間を有しない。⇒ ③欄(裏面)へ進む 2. 事実婚姻期間のみを有する。⇒ ア・イ・ウを記入する 3. 事実婚姻期間と事実婚姻期間から引き続き法律婚姻期間を有する。⇒ ア・ウを記入する														
		ア 事実婚第3号被保険者期間の初日	⑩ 昭和・平成・令和		年		月		日								
		イ 事実婚関係が解消したと認められる日	⑪ 令和		年		月		日								
	ウ 事実婚第3号被保険者期間 ※2	昭和 平成 令和		年		月		日	から	昭和 平成 令和		年		月		日	まで
		昭和 平成 令和		年		月		日	から	昭和 平成 令和		年		月		日	まで
		昭和 平成 令和		年		月		日	から	昭和 平成 令和		年		月		日	まで

※2 事実婚第3号被保険者期間は、事実婚姻期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間です。
記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の「備考」欄にご記入ください。

年金事務所 決裁欄		
決裁	二次	一次



- ◆ 第一号改定者（合意分割における分割される者）または特定被保険者（3号分割における分割される者）が対象です。ポータビリティ制度の利用により基金間における年金資産の移換を行った場合には、移換先の基金名をご記入ください。

	請求者	配偶者であった方 ※ 当事者一方のみによる請求の場合は、わかる範囲でご記入ください。
③ ポータビリティ制度	厚生年金基金のポータビリティ制度の利用有無 〔数字を丸で囲んでください〕	
	㉟ 利用していない。 ㊱ 利用している。（厚生年金基金名： ）	㉟ 利用していない。 ㊱ 利用している。（厚生年金基金名： ）

○ 厚生年金基金のポータビリティ制度

厚生年金基金におけるポータビリティとは、「会社を変った場合でも、それまで積み立てていた年金の原資を持ち運べること」です。具体的には、転職先企業の制度の規約と本人同意を要件に、転職先の企業年金に積立金を移換し、元会社での勤続年数を通算できる制度です。

離婚時の厚生年金の分割制度においては、第一号改定者（合意分割における分割される者）または特定被保険者（３号分割における分割される者）について厚生年金基金に加入していた期間の標準報酬が分割された場合、現価相当額を政府は厚生年金基金から徴収します。本欄はその徴収先の厚生年金基金を把握するためにご記入いただくものです。

- ◆ 標準報酬改定請求をする場合は、必ずご記入ください。

④ 請求の意思確認		請求者				配偶者であった方 * 当事者一方のみによる請求の場合、配偶者欄の記入は不要です。			
	(1) 請求の意思確認 〔右欄に☑してください。〕	☐ 厚生年金保険法第78条の2または第78条の14の規定に基づき標準報酬改定請求を行います。				☐ 厚生年金保険法第78条の2または第78条の14の規定に基づき標準報酬改定請求を行います。			
	(2) 死亡年月日 配偶者であった方が既に死亡している場合	配偶者であった方の死亡年月日	令和	年	月	日			

- ◆ 合意分割（3号分割の同時請求を含む）を請求する場合は、以下の⑤欄、⑥欄をご記入ください。
3号分割のみを請求する場合は、⑤欄、⑥欄の記入は不要です。

⑤ 按分割合 ^{※3} 0 .

※3 当事者間の協議により合意した按分割合または裁判手続により定めた按分割合をご記入ください。（小数点以下五位未満は四捨五入）

- ◆ 標準報酬改定請求を行おうとする期間について、当事者以外の方に扶養され、第3号被保険者となっていた期間（または当事者以外の方を扶養し、第3号被保険者としていた期間）についてご記入ください。

⑥ 対象期間等に含まない期間		請求者		配偶者であった方	
				* 当事者一方のみによる請求の場合は、わかる範囲でご記入ください。	
(1) 当事者以外の方との第3号被保険者期間 右欄の該当する数字を丸で囲んでください。		1. 該当する期間はない。 2. 該当する期間がある。⇒ (2) 欄を記入する		1. 該当する期間はない。 2. 該当する期間がある。⇒ (2) 欄を記入する	
(2) 当事者以外の方の氏名等 当事者以外の方との第3号被保険者期間がある場合は、該当する数字を丸で囲み、当事者以外の方の氏名等をご記入ください。		1. 当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある 2. 当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある		1. 当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある 2. 当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある	
		(フリガナ) (氏)		(フリガナ) (氏)	
		(生年月日) 大正・昭和・平成		(生年月日) 大正・昭和・平成	
		(基礎年金番号)		(基礎年金番号)	

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

⑫	按分割合	:	:	:	%	⑬	共済組合 コード1	:	⑭	共済組合 コード2	:	⑮	共済組合 コード3	:
----------	------	---	---	---	---	----------	--------------	---	----------	--------------	---	----------	--------------	---

対象期間	22 (自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	23 (自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	24 (自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	25 (自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日

⑦ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録

事業所名称（支店名等）、 船舶所有者名称または共済組合名称等※4		勤務期間または 国民年金の加入期間※5		加入年金制度 (○で囲んでください)		事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入当時の住所	
1		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
2		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
3		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
4		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
5		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
※6 備考							
基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。							
厚生年金保険、国民年金 または船員保険の手帳記号番号							

⑧ 配偶者であった方の婚姻期間等に係る資格記録

事業所名称（支店名等）、 船舶所有者名称または共済組合名称等※4		勤務期間または 国民年金の加入期間※5		加入年金制度 (○で囲んでください)		事業所（船舶所有者）の所在地 または国民年金加入当時の住所	
1		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
2		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
3		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
4		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
5		(自)	年 月 日	国年	厚年		
		(至)	年 月 日	船保	共済		
※6 備考							
基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳等の記号番号をすべてご記入ください。							
厚生年金保険、国民年金 または船員保険の手帳記号番号							

※4 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、「事業所名称」欄に部隊名、施設名および職種をできるかぎりご記入ください。

※5 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「勤務期間」欄の（至）に「継続中」とご記入ください。

※6 記入欄が足りない場合には、「備考」欄にご記入ください。

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

特定期間	(自)	昭和 平成 令和			年			月			日	(至)	昭和 平成 令和			年			月			日
	(自)	昭和 平成 令和			年			月			日	(至)	昭和 平成 令和			年			月			日
	(自)	昭和 平成 令和			年			月			日	(至)	昭和 平成 令和			年			月			日
	(自)	昭和 平成 令和			年			月			日	(至)	昭和 平成 令和			年			月			日
	(自)	昭和 平成 令和			年			月			日	(至)	昭和 平成 令和			年			月			日

提出期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
- (2) 婚姻が取り消された日
- (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）

ただし、裁判手続により按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができなくなります。

請求書に添えなければならない書類

1. ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類
 - ・個人番号を記入したとき
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
 - ①個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
 - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
 - ・基礎年金番号を記入したとき
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※3

※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。
2. 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ
 - ・戸籍の謄本
 - ・当事者それぞれの戸籍の抄本
 - ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）

※ 請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。また、事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせください。
3. 請求日前1か月以内に作成された当事者（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方）の生存を証明することができる書類（請求書に個人番号を記入することで省略できます（海外居住者等を除く）。また、2の書類で確認できる場合は必要ありません。）
4. 当事者の一方が死亡した場合（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死亡の事実および死亡年月日を証明することができる書類（2の書類で確認できる場合は必要ありません。）
5. 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）
 - ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき
 - ・公正証書の謄本もしくは抄録謄本、または公証人の認証を受けた私署証書
 - ・当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類（当事者双方（それぞれ代理人可）が年金事務所に直接書類等を持参して請求する場合に限る。）
 - ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき
審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書 / 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本

※ 当事者の状況や請求方法（当事者等が書類を持参して請求する場合）によって添付書類が異なる場合があります。
添付書類の詳細については年金事務所にお問い合わせください。

その他

1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
2. お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
3. 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
4. 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
5. 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>

離婚時の年金分割



【二次元コード】

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

届書コード		処分区分		届書		◆標準報酬改定通知書発行														
7	8	2	2																	
請求者	①基礎年金番号					②生年月日					明・大・昭 平・令	年	月	日	送信	③選択項番		送信		
	④発行指示					⑤送付先氏名					(フリガナ)									
											(氏)					(名)				
	⑥送付先郵便番号					⑦送付先住所					(フリガナ)									
住所コード					市区					町					村					送信
◆																				
配偶者であった方	①基礎年金番号					②生年月日					明・大・昭 平・令	年	月	日	送信	③選択項番		送信		
	④発行指示					⑤送付先氏名					(フリガナ)									
											(氏)					(名)				
	⑥送付先郵便番号					⑦送付先住所					(フリガナ)									
住所コード					市区					町					村					送信
◆																				